様式第３号（第４条関係）

（表）　　　　　　　　　　　　　 　（新規・変更）

|  |
| --- |
| 行　為　の　通　知　書　　　 　年　　月　　日柳 川 市 長　　 様通知者　所 在 地　　　団 体 名　　　　電話番号　　　景観法第１６条第５項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。 |
| 行為の場所 | 地名・地番 | 柳川市　　　　 番地　 |
| エリア・地区の別 | □城堀周辺地区□旧城下町地区□西鉄柳川駅周辺地区□田園集落・社寺林地区□公共交通軸地区□有明海・干拓地エリア |
| 行為の種類 | □建築物の建築等　□工作物の建設等 |
| □開発行為□土地の形質の変更　□木竹の伐採□物件の堆積□外観について行う照明 | 目的　 |
| 行為の期間 | 着手予定　　　年　　月　　日完了予定　　　年　　月　　日 |
| 他法令の許可等 | 　 |
| 変更の場合 | 変更箇所 | 　 |
| 変更内容 | 　 |
| ※受付年月日 | ※処理欄 | ※協議の年月日 |

注１　該当の□内にチェックしてください。

２　※欄には記入しないでください。

 (裏)

|  |
| --- |
| 通知対象行為の種類及び設計又は施工方法 |
| □建築物の建築等 | 用途(　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| □新築　□増築　□改築　□移転　□外観を変更する修繕・模様替　□色彩の変更 |
| 規　　模 | 　 | 届出部分 | 既存部分 | 計 |
| 延床面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 高さ | ｍ | ｍ | ｍ |
| 基準敷地面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 緑化面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| □工作物の建設等 | 種類又は用途(　　　　　　) |
| □新設　□増築　□改築　□移転　□外観を変更する修繕・模様替　□色彩の変更 |
| 規模 |  | 届出部分 | 既存部分 | 計 |
| 築造面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 高さ | ｍ | ｍ | ｍ |
| 基準敷地面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| 緑化面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| □開発行為 | 開発面積　　　　　　　　㎡ |
| □土地の形質の変更 | □土地の開墾　□土石の採取　□鉱物の掘採□その他(　) |
| 開発面積　　　　　　㎡　　 |
| □木竹の伐採 | □伐採 |
| 面積　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| □物件の堆積 | 物件の種類(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 面積　　　　　　　　㎡　　　高さ　　　　　　　ｍ |
| □外観について行う照明 | □建築物について行う照明 | 建築物の高さ　　　　ｍ建築物の延床面積　　㎡ |
| □工作物について行う照明 | 工作物の種類(　　　　　　　　)工作物の高さ　　　　　　　　ｍ工作物の築造面積　　　　　　㎡ |
| 照明方法(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 景観形成のため特に配慮した事項 | 　 |

備考

１　添付書類は、次のとおりとする。ただし、行為の規模が大きいため、下記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

　　(1) 建築物の建築等又は工作物の建設等

　　　ア　建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1／2,500以上）

　　　イ　当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

　　　ウ　当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化計画を表示する図面（縮尺1／100以上）

　　　エ　建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図（マンセル値を表示すること。縮尺1／50以上）

　　　オ　行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック

　(2) 開発行為、土地の形質の変更、木竹の伐採又は物件の堆積

　　　ア　当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺1／2,500以上）

　　　イ　当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

　　　ウ　設計図又は施工方法を明らかにする図面（縮尺1／100以上）

　　　エ　行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック

(3) 外観について行う照明

　　ア　建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1／2,500以上）

　　イ　当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

　　ウ　当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺1／100以上）

　　エ　建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図（照射位置、照射方法及び照明の種類を表示すること。縮尺1／50以上）

　　　オ　行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック

２　提出部数は、正副2部とする。